



浄化槽法定検査受検のお願い

法定検査を受けて家庭排水を浄化しましょう。



お問い合わせ先

(財)鹿児島県環境検査センター

☎ 099-223-3185

曾於市担当

☎ 099-482-4220

浄化槽法定検査の必要性

浄化槽は、保守点検・清掃と法定検査が適切に行われることによって、毎日の暮らしの中から出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

浄化槽法では、保守点検・清掃とは別に、これらが適切に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査する「法定検査」が義務付けられています。

浄化槽にとって保守点検・清掃は、いわば日常の健康管理であり、法定検査は健康診断にあたります。

毎年1回行う定期検査は、これまで11人槽以上の比較的大きな浄化槽と官公署分はすべて検査していましたが、10人槽以下の家庭用の浄化槽も検査できる体制が整ったため、平成17年度から順次検査を実施しています。

浄化槽を設置されている方は、法定検査の趣旨をご理解のうえ、必ず受検していただきますようお願いします。

検査の内容

①使用開始検査(法第7条検査)

検査の手数料 (5～10人槽)

	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
使用開始検査	—	11,000 円
定期検査	4,000 円	6,000 円

※法定検査は、設置者の委託を受けて行う保守点検・清掃とは異なります。

※法定検査は、県の指定検査機関「(財)鹿児島県環境検査センター」が行います。

※法定検査は、事前に指定検査機関からハガキにより実施日の通知をします。

浄化槽を使い始めてから3か月を経過したあとに、設置工事 that 適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか検査を行います。

②定期検査(法第11条検査)

毎年1回、浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか検査します。

なお、家庭用の浄化槽は、検査の結果、適正な維持管理が行われている浄化槽については、当分の間、4年程度に1回の間隔で、実施していくことになりました。

平成 21 年度 個人住民税減免のお知らせ

次の(1)から(3)のいずれかに該当される方は、市県民税を減額又は免除することができます場合がありますので、ご相談ください。



お問い合わせ先

税務課又は税務係

末吉支所税務課 ☎ 0986-76-8804

大隅支所税務係 ☎ 099-482-5922

財部支所税務係 ☎ 0986-72-0932

(1)災害に遭われた方

(2)生活保護を受けている方

(3)失業、疾病等により所得が激減した方(※一定の条件を満たす方)

※一定の条件とは、次の①から③の条件を全て満たす場合です。

①平成21年1月1日から12月31日までの合計所得金額(失業給付、疾病保険給付等を含む)が、平成20年1月1日から12月31日までの合計所得金額の半分以上に減少すると認められる場合

②平成20年1月1日から12月31日までの合計所得金額が40万円以下である場合

③財産、貯蓄等がなく、納税が著しく困難な場合

曾於畑地かんがい農業推進センターでは、各市町担い手育成総合支援協議会と連携し、農業経営の改善をねらいに認定農業者や農業青年・女性を対象とした研修会を計画しています。受講を希望する方は、各研修会内容及び日程等を確認のうえ、各市町農政担当課、曾於畑地かんがい農業推進センターに申し込んで下さい。なお、都合により研修日程及び会場は変更になる場合もあります。

農業経営改善のための研修会

認定農業者等の皆さんの
受講生を募集します！



お問い合わせ先

曾於市畑地かんがい農業推進センター

☎ 099-482-2546

末吉支所経済課

☎ 0986-76-8808

大隅支所産業振興課

☎ 099-482-5950

財部支所産業振興課

☎ 0986-72-0938

区分	研修名	研修内容（回数）	開催時期	対象者	募集定員	場所・時間
技術経営	農業基礎講座	農業経営や土壌肥料、病害虫、農家生活など農業に関する基礎的な知識（5回）	7/2, 7/9, 7/16, 7/23, 8/6	新規就農者及び若手女性農業者	県大隅地域振興局曾於庁舎第5会議室	13:30～16:00 8/6は現地研修のため11:00～17:00
農業簿記関係	複式簿記基礎研修	農業複式簿記の基礎知識（4回）※テキスト代 2,000円	7/8, 7/15, 7/22, 8/5	複式簿記による記帳希望者	県大隅地域振興局曾於庁舎第5会議室	13:30～16:00
	パソコン簿記基本研修	パソコン基本操作編 （2回） （マウス操作・文字入力等） ※受講料1回500円（予定）	8/17, 8/19	複式簿記基礎研修終了者または簿記の知識を有するパソコン操作の初心者	J A 所お鹿児島本所 会議室	13:30～16:00
		簿記ソフト基本操作編 農業簿記ソフトの操作演習（2回）	9/14, 9/16	複式簿記の基本知識を有し、パソコンで簿記記帳を希望する方		
	パソコン簿記実践研修	新規記帳者の簿記ソフト基本条件設定（2回）	9/24, 9/25	パソコン簿記基本研修を終了し、簿記ソフトを購入した方	県大隅地域振興局曾於庁舎第5会議室	13:30～16:00
	簿記記帳定例会	毎月の取引の入力 5月～12月毎月1回 1月～2月 週1回	5月～12月 第2木曜日 (8月第3木曜日) 1月～2月 毎週木曜日	すでにパソコン簿記で記帳している方で左記日程のうち都合の良い時期	県大隅地域振興局曾於庁舎第2会議室または第5会議室	13:30～16:00
法人育成関係	法人化基本研修	法人化のための基礎知識	10/30	法人設立を予定しているまたは関心のある方	県土地改良事業団連合会曾於事務所会議室	13:30～16:00
	法人経営者交流会	法人経営における労務管理などの基礎研修及び情報交換	9/11	法人経営者及び今後、法人設立予定経営者	未定	
新春経営トップセミナー		担い手農家の経営能力向上研修	1/19	認定農業者、担い手農家、女性農業者等	未定	
集落営農セミナー		管内現地検討、先進地事例研修、集落営農に係る制度、施策及び情報の提供（2回）	7月上旬、11月下旬	H20年度集落営農セミナーを受講した集落リーダー	未定	

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
6月10日(水)	午前10時～ 午後3時	財部保健福祉 センター
6月16日(火)	午前10時～ 午後3時	大隅支所別館 2階大会議室

国民年金のはなし

- ・年金移動相談所
- ・ねんきん定期便



お問い合わせ先

市民課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

ねんきん定期便をお届けします

社会保険庁では、平成21年4月より、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さまに「ねんきん定期便」を誕生月にお送りいたします。

「ねんきん定期便」では

- ・これまでの年金加入期間と年金加入履歴
- ・加入実績に応じた年金見込額
- ・これまでの年金保険料の納付額
- ・月ごとの年金保険料の納付状況

などをお知らせします。

「ねんきん定期便」により年金記録をご確認いただき、年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合には、同封の回答票にて、ご回答をお願いします。

皆さまの大切な年金記録を正しいものにするため、「ねんきん定期便」による年金記録のご確認に、皆さまのご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点は、

「ねんきん定期便専用ダイヤル」

0570(058)555まで

お問い合わせください。

日	月	火	水	木	金	土
	6/1 ひろば	2	3	4 ひろば	5 親子	6
7	8 講座	9	10	11 ひろば	12 講座	13
14	15 ひろば	16	17	18 ひろば	19 親子	20
21	22 ひろば	23	24	25 ひろば	26 親子	27
28	29	30				

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

- 会場：子育て支援センター

午前10時～午前11時30分

子育てひろば

- 会場：末吉総合センター

- 会場：末吉総合体育館

- 会場：財部保健福祉センター

子育てひろば 午前10時～午前11時30分

- 育児講座 財部保健福祉センター（8日）
- 弥五郎伝説の里（12日）

子育てふれあいひろば

8日と12日は育児講座を開催します。

7月18日は末吉総合体育館で開催します。



お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター

大隅 ☎ 099-482-6125（直通）

育児講座

時間 10時30分～11時30分

6月8日（月）

財部保健福祉センター

「子どもをとりまく事故防止等について・いざという時のための対処法など」

講師：大隅曾於地区消防組合

救急救命士

6月12日（金）

大隅弥五郎伝説の里

講師：田鍋いずみ先生

（OKJインストラクター）

「親子ビクス」親子で一緒にふれあい、楽しみながら運動します。動きやすい服装で、バスタオル、水分補給用飲み物持参



児童手当の現況届について

6月中に提出してください。



お問い合わせ先

各支所保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

末吉 ☎ 0986-76-8807

大隅 ☎ 099-482-5925

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成、資質の向上に資することを目的としています。

児童手当制度の仕組み

児童手当は、小学校修了前の児童を養育している方で前年の所得が一定額以下（下表参照）の方に支給されます。

また所在地の市区町村長の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されます。

支払月額

3歳未満	一律	1万円
3歳以上	第1・2子	5千円
	第3子以降	1万円

支払時期

児童手当は、原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

所得制限限度額（下表）

所得制限限度額は、前年の所得額で判定します。また所得に

は一定の控除があります。なお、年によって限度額が変更になることがあります。

現況届の提出

現在、児童手当を受けているすべての方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するためのものです。

現況届の添付書類

①健康保険被保険者証の写し等
受給者が被用者（サラリーマン等）である場合は提出してください

②児童手当用の所得証明書

曾於市に平成21年1月1日に住所がなかった方は、前住所地の市区町村が発行する児童手当用の所得証明書を提出してください

③その他必要に応じて

提出する書類
別居監護申立書等

現況届の提出がないと

6月中に現況届の提出がない

場合、6月以降の手当は、届が提出されるまで支給されません。また、所得制限がありますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

所得制限限度額

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、被保険者の方の所得に応じて算定されます。平成21年度から、所得が低い方の負担能力によりきめ細かく対応できるよう保険料段階を見直しました。

保険料は、ご本人の所得金額や世帯の方の住民税課税状況により6段階に区分され個人ごとに賦課されます。年金から天引きされる特別徴収の納期（天引きされる月）は全6期、納付書で納める普通徴収の納期（納める月）は全9期となっています。

平成21年度から 介護保険料が変わります



お問い合わせ先

各支所保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

末吉 ☎ 0986-76-8807

大隅 ☎ 099-482-5925

65歳以上の方の介護保険料所得段階区分

所得段階区分	第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者の方
	第2段階	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第3段階	住民税非課税世帯で第2段階に該当しない方
	第4段階	住民税課税世帯で本人が非課税の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方
	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方
	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方

65歳以上の方の特別徴収介護保険料（年金からの天引き）

区分		年額	月額	4月 第1期	6月 第2期	8月 第3期	10月 第4期	12月 第5期	2月 第6期
所得段階区分	第1段階	25,800円	2,150円	←──					

65歳以上の方の普通徴収介護保険料（納付書又は口座振替）

区分	年額	月額	4月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
所得段階区分	第1段階	25,800円	2,150円	仮算定			本算定				
	第2段階	25,800円	2,150円								
	第3段階	38,700円	3,225円	※年額÷9			※1期当たり納付額 = (年額－仮算定額) ÷ 8				
	第4段階	43,800円	3,650円								
		51,500円	4,292円								
	第5段階	64,400円	5,367円								
	第6段階	77,300円	6,442円								

※納期は法定納期を掲載しています。65歳に到達された場合など、異動のあった方は随期分の保険料が賦課される場合があります。

※保険料の合計額は、年間分となっています。65歳に到達された方の保険料は、生年月日の前日の属する月分から計算されます。

緊急特別対策の概要

「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が平成20年5月に成立したことを受け、介護従事者の処遇を改善するために、平成21年4月から介護報酬が改定（プラス3%）されました。この改定による介護給付費の増加分が介護保険料に反映されますが、介護保険料が急激に上昇しないよう、緊急特別対策による軽減措置が講じられることとなりました。

緊急特別対策により 介護保険料が軽減されます



お問い合わせ先

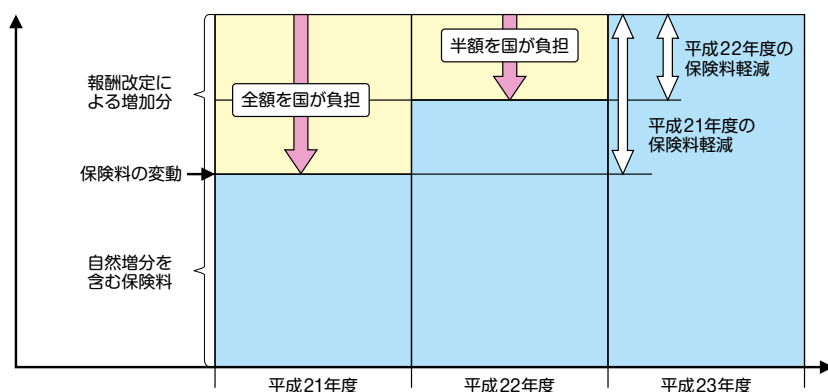
各支所保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

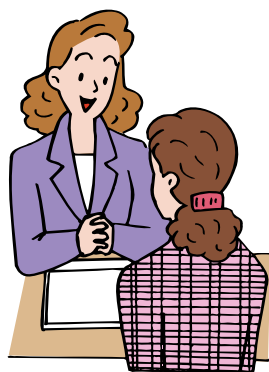
末吉 ☎ 0986-76-8807

大隅 ☎ 099-482-5925

保険料軽減措置のイメージ



この特別対策により、平成21年度は報酬改定による介護保険料上昇分の全額が、平成22年度は報酬改定による介護保険料上昇分の半額が軽減されます。



障害者支援センター巡回相談

各支所で毎月巡回相談を開催していますので
ご相談ください。



お問い合わせ先

曾於地区障害者相談支援センター

☎ 099-472-1111（内線 112）

開催日	場所	末吉支所	財部支所	大隅支所
6月		3日（水）	9日（火）	17日（水）
7月		1日（水）	7日（火）	15日（水）
8月		5日（水）	11日（火）	19日（水）
9月		2日（水）	8日（火）	16日（水）
10月		7日（水）	13日（火）	21日（水）
11月		4日（水）	10日（火）	18日（水）
12月		2日（水）	8日（火）	16日（水）
1月		6日（水）	12日（火）	20日（水）
2月		3日（水）	9日（火）	17日（水）
3月		3日（水）	9日（火）	17日（水）

曾於地区障害者相談支援センターは、毎月各支所で巡回相談を行っていますので、ご相談ください。

相談内容
障害者（精神・知的・身体）にかかわる相談

相談時間
午前10時～正午 午後は訪問

※相談日は変更する場合もありますので、事前にご確認ください。



家庭ごみの野焼き・不法投棄の禁止



お問い合わせ先

各支所市民課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

生活する上で出るごみ（家庭ごみ）は、曾於市クリーンセンターで処理します。

家庭ごみを出す場合は、決まったとおりに分別してください。冊子「家庭ごみの分別」に分別方法が記載されています。この冊子がお手元にならない場合は各支所市民課環境係に準備してあります。

近頃、近所の野焼きの煙で洗濯物や家の中まで臭いという苦情が多数寄せられています。

家庭ごみを庭先等で野焼きすることは法律で禁止されています。近所の方々に大変迷惑になりますので、家庭ごみの野焼きはしないでください。

また、山などにゴミを不法に投棄することも法律で禁止されています。

地域の環境は、地域全体で守りましょう。

ごみの分別でごみの減量化と資源ごみのリサイクルに取り組みましょう。

公的年金から特別徴収

公的年金所得で生ずる住民税のみ天引き対象です。この制度による新たな税負担は生じません。

お問い合わせ先

税務課又は税務係

末吉支所税務課 ☎ 0986-76-8804

大隅支所税務係 ☎ 099-482-5922

財部支所税務係 ☎ 0986-72-0932



対象となる方

平成21年4月1日現在の年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納付義務があり介護保険料が特別徴収になっている方

対象となる税額

公的年金（厚生年金・共済年金・企業年金等）に係る所得額に応じた税額が特別徴収（天引き）の対象となります。

実施時期

平成21年10月1日

※この制度による新たな税負担は発生いたしません。今年度は年度途中からの制度導入になるため、1期と2期については普通徴収、10月以降については年金からの特別徴収（天引き）になります。

なお、年金以外で収入のある方は、年間を通じて普通徴収と年金からの特別徴収（天引き）となります。（給与特徴の方は年金特徴と2力所からの天引きになります）

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する個人住民税（県民税・市民税）のお支払い方法が変わります。

公的年金を受給されていて、個人住民税の納付義務のある方は、現在、納付書による納付か口座引き落とし、又は給与からの特別徴収で個人住民税をお支払いいただいています。今回の制度導入により、公的年金から特別徴収（天引き）されることとなります。